

はじめに、部局配置の考え方について下記に示す。

- ・ 各部局においては、原則「近接」(=同一フロア)を前提とするが、計画上諸室が複数階にまたがる場合は、可能な限り最小フロア数の塊として配置し、動線の配慮を行う。  
また部局単位の階構成に関しては併せて【添付資料4-7】「階構成の考え方」を参照する。  
次に、性能特記事項のある主要諸室について下記に示す。記載のない諸室については、要求水準書に示す条件を満たした上で、その他の条件については事業者提案とする。また隣接する諸室に関してはその一方に隣接条件を記載している旨留意する。
- ・ 隣接は原則として隣り合い、直接の扉によって行き来できる室関係を前提とするが、計画上諸室が離れる場合は、可能な限り近くに配置し、動線の配慮を行う。
- ・ なお、什器・備品の整備は基本的には本事業外であるが、下記に設置する旨記載されている造作・設備機器については本事業内で整備するものであり、特記なき限りその数量、仕様、寸法等の詳細については、諸室の性能を勘案した上で事業者の提案によるものとする。  
事業者が設置した造作・設備機器の維持管理は本事業内とする。

#### (1) 部局A

##### ○ A-1-上級室1

A-1-上級室2～6、A-1-応接室と近接する。

A-1-事務室1を経由した入退室のみとする。

室内にはピクチャーレール、洗面化粧台（鏡面共）、造付のロッカー、書棚、飾り棚を設置する。

##### ○ A-1-上級室2

A-1-上級室1、A-1-上級室3～6、A-1-応接室と近接する。

A-1-事務室1を経由した入退室のみとする。

室内にはピクチャーレール、洗面化粧台（鏡面共）、造付のロッカー、書棚、飾り棚を設置する。

##### ○ A-1-上級室3

A-1-上級室1～2、A-1-上級室4～6、A-1-応接室と近接する。

A-1-事務室1を経由した入退室のみとする。

室内にはピクチャーレールを設置する。

##### ○ A-1-上級室4

A-1-上級室1～3、A-1-上級室5～6、A-1-応接室と近接する。

A-1-事務室1を経由した入退室のみとする。

室内にはピクチャーレールを設置する。

##### ○ A-1-上級室5

A-1-上級室1～4、A-1-上級室6、A-1-応接室と近接する。

A-1-事務室1を経由した入退室のみとする。

室内にはピクチャーレールを設置する。

##### ○ A-1-上級室6

A-1-上級室1～5、A-1-応接室と近接する。

A-1-事務室1を経由した入退室のみとする。

室内にはピクチャーレールを設置する。

- A-1-応接室  
来庁者等に幹部等が対応する応接室として使用する。  
A-1-上級室1～6、A-1-事務室1と近接する。  
接遇にふさわしい内装に配慮する。
- A-1-事務室1  
A-1-上級室1～6の秘書室として使用する。  
A-1-上級室1～6と隣接する。  
A-1-応接室と近接する。  
室内にはピクチャーレールを設置する。
- A-1-事務室2  
C棟連絡通路へ最短のルートを通れるよう配置する。
- A-1-会議室1  
関係省庁との会議で使用する。  
2室分割可能（同面積程度）となるよう移動間仕切（遮音性能有）を設置する。  
A-1-倉庫1と隣接する。2室に分割した際にも、それぞれで隣接する。  
天井固定式プロジェクター（5,000lm程度）2面、スクリーン2面、音響設備（マイク）を設ける。
- A-1-会議室2  
関係省庁との会議で使用する。  
天井固定式プロジェクター（5,000lm程度）、スクリーンを設ける。
- A-1-会議室3  
関係省庁との会議で使用する。  
天井固定式プロジェクター（5,000lm程度）、スクリーンを設ける。
- A-1-電算室1  
国が別途整備する専用分電盤（3kVA）への電源対応を行う。  
室内置空調機を設置する。
- A-1-電算室2  
A-1-電算室1と隣接する。
- A-1-倉庫1  
A-1-会議室1で実施する会議に必要な機材を保管するために使用する。  
A-1-会議室1を経由した入退室のみとする。  
室内には、物品保管可能となるよう適切に収納棚を設置する。
- A-1-倉庫2  
備品等の保管庫として使用する。  
A-1-事務室2と隣接する。  
室内には、物品保管可能となるよう適切に収納棚を設置する。

○ A-1-倉庫 3

文書の作成・閲覧・保管をするために使用する。  
A-1-事務室 2 と隣接する。  
室内には、物品保管可能となるよう適切に収納棚を設置する。

○ A-1-倉庫 4

A-1-作業室 1 で使用するための機材の保管庫として使用する。  
A-1-作業室 1 と隣接する。  
A-1-作業室 1 を経由した入退室のみとする。  
室内には、物品保管可能となるよう適切に収納棚を設置する。

○ A-1-倉庫 5

A-1-作業室 1、A-1-倉庫 4、A-1-倉庫 5 と近接する。  
A-1-作業室 2 を経由した入退室のみとする。  
室内には、物品保管可能となるよう適切に収納棚を設置する。

○ A-1-作業室 1

部局専用の会議で使用する  
A-1-倉庫 4 と隣接する。  
A-1-作業室 2 と近接する。  
2室分割可能（同面積程度）となるよう移動間仕切（遮音性能有）を設置する。  
廊下からの入退室時には前室を設ける。  
個別放送、天井固定式プロジェクター（5,000lm程度）2面、スクリーン2面、音響設備（マイク）を設ける。

○ A-1-作業室 2

会議を行うときの事務作業で使用する。  
A-1-倉庫 5 と隣接する。A-1-作業室 1 と近接する。  
廊下からの入退室時には前室を経由する。  
個別放送を設ける。

## (2) 部局B

## ○ B-1-上級室 1

B-1-会議室 7 と隣接する。B-1-上級室 2 ～ 7、B-1-応接室と近接する。

B-1-事務室 3 を経由した入退室のみとする。

室内にはピクチャーレール、洗面化粧台（鏡面共）、造付のロッカー、書棚、飾り棚を設置する。

## ○ B-1-上級室 2

B-1-上級室 1、3 ～ 7、B-1-応接室、B-1-会議室 7 と近接する。

B-1-事務室 3 を経由した入退室のみとする。

室内にはピクチャーレール、洗面化粧台（鏡面共）、造付のロッカー、書棚、飾り棚を設置する。

## ○ B-1-上級室 3

B-1-上級室 1 ～ 2、4 ～ 7、B-1-応接室、B-1-会議室 7 と近接する。

B-1-事務室 3 を経由した入退室のみとする。

室内にはピクチャーレール、洗面化粧台（鏡面共）、造付のロッカー、書棚、飾り棚を設置する。

## ○ B-1-上級室 4

B-1-上級室 1 ～ 3、5 ～ 7、B-1-応接室、B-1-会議室 7 と近接する。

B-1-事務室 3 を経由した入退室のみとする。

室内にはピクチャーレールを設ける。

## ○ B-1-上級室 5

B-1-上級室 1 ～ 4、6、7、B-1-応接室、B-1-会議室 7 と近接する。

B-1-事務室 3 を経由した入退室のみとする。

室内にはピクチャーレールを設ける。

## ○ B-1-上級室 6

B-1-上級室 1 ～ 5、7、B-1-応接室、B-1-会議室 7 と近接する。

B-1-事務室 3 を経由した入退室のみとする。

室内にはピクチャーレールを設ける。

## ○ B-1-上級室 7

B-1-上級室 1 ～ 6、B-1-応接室、B-1-会議室 7 と近接する。

B-1-事務室 3 を経由した入退室のみとする。

室内にはピクチャーレールを設ける。

## ○ B-1-応接室

B-1-上級室 1 ～ 7、B-1-会議室 7、B-1-事務室 3 と近接する。

## ○ B-1-事務室 1

B-1-会議室 5、B-1-事務機器室と隣接する。

- B-1-事務室 2  
B-1-電算室 2 前室、B-1-電算室 1 と隣接する。
- B-1-事務室 3  
B-1-上級室 1 ～ 7、B-1-会議室 7、B-1-応接室と隣接する。
- B-1-倉庫 1  
室内には、部屋の形状に合わせて集密書架を設置し、可能な限りの収納量を確保する。
- B-1-倉庫 2  
室内には、物品保管可能となるよう適切に収納棚を設置する。
- B-1-倉庫 3  
B-1-事務室1と隣接する。  
室内には、物品保管可能となるよう適切に収納棚を設置する。
- B-1-会議室前室  
B-1-会議室1～4と隣接させる。
- B-1-会議室 1  
個別調光を設置する。  
天井固定式プロジェクター（5,000lm程度）、スクリーンを設ける。  
B-1-会議室前室を経由した入退室のみとする。
- B-1-会議室 2  
個別調光を設置する。  
天井固定式プロジェクター（5,000lm程度）、スクリーンを設ける。  
B-1-会議室前室を経由した入退室のみとする。
- B-1-会議室 3  
個別調光を設置する。  
天井固定式プロジェクター（5,000lm程度）、スクリーンを設ける。  
B-1-会議室前室を経由した入退室のみとする。
- B-1-会議室 4  
個別調光を設置する。  
天井固定式プロジェクター（5,000lm程度）、スクリーンを設ける。  
B-1-会議室前室を経由した入退室のみとする。
- B-1-会議室 5  
部局専用の会議のために使用する。  
B-1-事務室 1 を経由した入退室のみとする。

- B-1-会議室 6  
部局専用の会議のために使用する。
- B-1-会議室 7  
部局専用の特別な会議のために使用する。  
B-1-上級室 1、B-1-事務室 3 と隣接する。  
B-1-事務室 3、B-1-上級室 1 を経由した入退室のみとする。  
ピクチャーレール、天井固定式プロジェクター（5,000lm程度）、スクリーンを設ける。
- B-1-事務機器室  
B-1-事務室 1 を経由した入退室のみとする。
- B-1-電算室 1  
B-1-電算室 2 と近接する。  
B-1-事務室 2 を経由した入退室のみとする。
- B-1-電算室 2 前室  
B-1-電算室 2 と隣接する。  
B-1-電算室 1 と近接する。  
B-1-事務室 2 を経由した入退室のみとする。
- B-1-電算室 2  
19インチラックを搬入できる経路を確保する。  
分電盤（45kVA）×2面（国が別途整備）への電源対応を行う。  
B-1-機械設備室と近接する。  
B-1-電算室 2 前室を経由した入退室のみとする。
- B-1-更衣室（男）  
B-1-事務室 1 と隣接する。 B-1-事務室 1 を経由した入退室のみとする。
- B-1-更衣室（女）  
B-1-事務室 1 と隣接する。B-1-事務室 1 を経由した入退室のみとする。
- B-1-機械設備室  
B-1-電算室 2 の空調機械室として使用する。  
B-1-電算室 2 と近接する。  
空調機の搬出入可能な出入口とする。

## (3) 部局C

- C-1-上級室 1
  - C-1-事務室 6 を経由した入退室のみとする。
  - C-1-上級室 2、3 と近接する。
  - 洗面化粧台（鏡面共）、造付のロッカー、書棚、飾り棚を設置する。
- C-1-上級室 2
  - C-1-事務室 6 を経由した入退室のみとする。
  - C-1-上級室 1、3 と近接する。
- C-1-上級室 3
  - C-1-事務室 6 を経由した入退室のみとする。
  - C-1-上級室 1、2 と近接する。
- C-1-事務室 1
  - モニター（65インチ×2台、32インチ×10台、（在京キー局全チャンネルの録画及び表示機能含む。））を設置する。
  - 休憩スペース、ベット 2 台（国が別途整備）を設置できる仮眠スペースを確保する。
  - ピクチャーレールを設置する。
- C-1-事務室 2
  - C-1-倉庫 1、C-1-事務室 6 と隣接する。C-1-事務室 6 及びC-1-倉庫 1 を経由した入退室のみとする。
  - C-1-事務室 3 と近接する。
  - C-1-事務室 6 との出入口扉からの視線を一時的に遮るための可動間仕切を設置する。
  - モニター（65インチ×1台）を設置する。
- C-1-事務室 3
  - C-1-電算室 2、C-1-更衣室、C-1-当直室 1 と隣接する。C-1-事務室 2、5、6 と近接する。
  - 監視カメラ、モニター（60インチ×3台（在京キー局全チャンネルの録画及び表示機能含む。））、カメラ付きインターホンを設置する。
  - 外壁窓は、羽目殺し・ワイヤ入りガラスとする。
- C-1-事務室 5
  - 監視カメラ、モニター（60インチ×3台（在京キー局全チャンネルの録画及び表示機能含む。））を設置する。
  - C-1-更衣室、C-1-当直室 2 と隣接する。C-1-更衣室を經由した入退室のみとする。
  - C-1-事務室 3、6、C-1-電算室 2 と近接する。
  - 外壁窓は、羽目殺し・ワイヤ入りガラスとする。
- C-1-事務室 6
  - C-1-上級室 1～3、C-1-事務室 2 と隣接する。
  - C-1-上級室 1～3 の前に秘書席（1名/室）のスペースを確保する。

- C-1-更衣室 1  
C-1-事務室 3、5 と隣接する。C-1-事務室 3 を経由した入退室のみとする。  
外壁窓は、羽目殺し・ワイヤ入りガラスとする。
- C-1-当直室 1  
C-1-事務室 3 と隣接する。C-1-事務室 3 を経由した入退室のみとする。  
仮眠をとるためのベッド（国が別途整備）を設置する。  
外壁窓は、羽目殺し・ワイヤ入りガラスとする。
- C-1-当直室 2  
C-1-事務室 5 を経由した入退室のみとする。  
仮眠をとるためのベッド（国が別途整備）を設置する。  
外壁窓は、羽目殺し・ワイヤ入りガラスとする。
- C-1-倉庫 1  
情報、資料等を管理する保管庫として使用する。  
C-1-事務室 2 を経由した入退室のみとする。  
C-1-事務室 6 と近接する。  
室内には、部屋の形状に合わせて集密書架を設置し、可能な限りの収納量を確保する。
- C-1-倉庫 2  
C-1-会議室 5 の什器類の保管庫として使用する。  
C-1-会議室 5 を経由した入退室のみとする。  
室内には、物品保管可能となるよう適切に収納棚を設置する。
- C-1-倉庫 3  
室内には、部屋の形状に合わせて集密書架を設置し、可能な限りの収納量を確保する。
- C-1-会議室 1  
個別調光を設置する。  
天井固定式プロジェクター（5,000lm程度）、スクリーンを設置する。
- C-1-会議室 2  
通常の会議及び打合せ、及び電話テレビ会議を実施するために使用する。  
C-1-事務室 6 と近接する。  
テレビ会議システム関連設備（国が別途整備）が設置できるよう対応を行う。  
個別調光、天井固定式プロジェクター（5,000lm程度）、スクリーンを設置する。
- C-1-会議室 3  
4室分割可能（70㎡×4室）となるよう移動間仕切（遮音）を設置する。  
各室（70㎡×4室）は、C-1-会議室 3 前室、または部局専用廊下を経由した入退室とする。
- C-1-会議室 3 前室  
C-1-会議室 3 の前室として使用する。



- C-1-会議室 4  
来庁者用打合せスペースとして使用する。
- C-1-会議室 5  
C-1-倉庫 2 と隣接する。  
個別調光、天井固定式プロジェクター（5,000lm程度）、スクリーンを設置する。  
マイクを用いた会議システムとして、電波を使用しない又はデジタル方式のワイヤレスマイクシステムを設置する。
- C-1-電算室 1  
部局専用のサーバールーム及びS E室として使用する。  
室内をサーバー室とS E室に分けてて設置し、サーバー室はS E室を経由した入退室のみとする。  
入退室管理設備（国が別途整備）への電源、配管対応を行う。  
UPS(8kVA)×1、UPS(5kVA)×1、UPS(1.5kVA)×12、UPS(1.2kVA)×2（国が別途整備）、  
分電盤（22kVA）×1面（国が別途整備）への電源対応を行う。  
出入口扉：親子扉とする。
- C-1-電算室 2  
部局専用のサーバー室として使用する。  
C-1-事務室 3 と隣接する。C-1-事務室 3 を経由した入退室のみとする。  
C-1-事務室 6 と近接する。  
出入口扉とは別に、廊下側からの搬出入口を設ける。両開き扉とする。  
監視カメラを設置する。  
UPS(8kVA)×1、UPS(5kVA)×1、UPS(1.5kVA)×12、UPS(1.2kVA)×2（国が別途整備）への電源対応を行う。  
分電盤（80kVA 商用系）、分電盤（80kVA CVCF系）（国が別途整備）への電源対応を行う。  
空調は床吹き出しとし、コールドアイルによる冷却及びホットアイル部への気流の流れを考慮した計画とする。  
最大高2200mmのラック（国が別途整備）、ラック上部の換気及び電源を含む各種ケーブル用のラダー（国が別途整備）  
を設置するスペースを確保する。
- C-1-電算室 3  
サーバーを設置する部屋として使用する。  
分電盤（22kVA）×1面（国が別途整備）への電源対応を行う。
- C-1-機械設備室 1  
C-1-電算室 1 の空調機械室。C-1-電算室 1 と近接する。  
C-1-機械設備室 1～3 は事業者の提案する設備システムに応じて集約することも可能とする。
- C-1-機械設備室 2  
C-1-電算室 2 の空調空調機械室。C-1-電算室 2 と近接する。  
C-1-機械設備室 1～3 は事業者の提案する設備システムに応じて集約することも可能とする。
- C-1-機械設備室 3  
C-1-電算室 3 の空調空調機械室。C-1-電算室 3 と近接する。  
C-1-機械設備室 1～3 は事業者の提案する設備システムに応じて集約することも可能とする。

## (4) 部局D

## ○ D-1-上級室 1 前室

D-1-上級室 1 と隣接する。  
D-1-事務室 3 を経由した入退室のみとする。  
D-1-上級室 2 前室と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。

## ○ D-1-上級室 1

D-1-上級室 1 前室と隣接する。D-1-上級室 1 前室を経由した入退室のみとする。  
D-1-上級室 2 と近接する。

## ○ D-1-上級室 2 前室

D-1-上級室 2 と隣接する。  
D-1-事務室 3 を経由した入退室のみとする。  
D-1-上級室 1 前室、D-1-事務室 5 前室と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。

## ○ D-1-上級室 2

D-1-上級室 2 前室と隣接する。D-1-上級室 2 前室を経由した入退室のみとする。  
D-1-上級室 1、D-1-事務室 5 と近接する。

## ○ D-1-事務室 1

D-1-事務室 2 と隣接する。  
D-1-事務室 3、D-1-事務室 4 と近接する。  
関係機関との通信回線、機器設置への電源、配管対応を行う。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。  
ピクチャーレールを設ける。

## ○ D-1-事務室 2

D-1-事務室 1 と隣接する。D-1-事務室 1 を経由した入退室のみとする。  
必要に応じてD-1-事務室 1 との間の間仕切壁最上部に通風用スリット等を設ける。  
電気錠（国が別途整備）を設置するための電源対応を行う。  
関係機関との通信回線、機器設置への電源、配管対応を行う。

## ○ D-1-事務室 3

D-1-上級室 1 前室、D-1-上級室 2 前室、D-1-事務室 4、D-1-事務室 1 1、と隣接する。  
D-1-事務室 1、D-1-事務室 5 前室と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。

## ○ D-1-事務室 4

D-1-事務室 3 と隣接する。D-1-事務室 3 を経由した入退室のみとする。  
D-1-事務室 1、D-1-事務室 1 1 と近接する。

## ○ D-1-事務室 5 前室

D-1-事務室 5 と隣接する。  
D-1-事務室 3、D-1-上級室 2 前室、D-1-事務室 6 前室と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。

- D-1-事務室 5  
D-1-事務室 5 前室と隣接する。D-1-事務室 5 前室を経由した入退室のみとする。  
D-1-上級室 2、D-1-事務室 6 と近接する。  
出入口扉：引き戸扉とする。
- D-1-事務室 6 前室  
D-1-事務室 6 と隣接する。  
D-1-事務室 5 前室、D-1-事務室 7 前室と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-1-事務室 6  
D-1-事務室 6 前室と隣接する。D-1-事務室 6 前室を経由した入退室のみとする。  
D-1-事務室 5、D-1-事務室 7 と近接する。  
出入口扉：引き戸扉とする。
- D-1-事務室 7 前室  
D-1-事務室 7 と隣接する。  
D-1-事務室 6 前室、D-1-事務室 8 前室と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-1-事務室 7  
D-1-事務室 7 前室と隣接する。D-1-事務室 7 前室を経由した入退室のみとする。  
D-1-事務室 6、D-1-事務室 8 と近接する。  
出入口扉：引き戸扉とする。
- D-1-事務室 8 前室  
D-1-事務室 8 と隣接する。  
D-1-事務室 7 前室、D-1-事務室 9 前室と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-1-事務室 8  
D-1-事務室 8 前室と隣接する。D-1-事務室 8 前室を経由した入退室のみとする。  
D-1-事務室 7、D-1-事務室 9 と近接する。  
出入口扉：引き戸扉とする。
- D-1-事務室 9 前室  
D-1-事務室 9 と隣接する。  
D-1-事務室 8 前室、D-1-事務室 10 前室と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-1-事務室 9  
D-1-事務室 9 前室と隣接する。D-1-事務室 9 前室を経由した入退室のみとする。  
D-1-事務室 8、D-1-事務室 10 と近接する。  
出入口扉：引き戸扉とする。
- D-1-事務室 10 前室  
D-1-事務室 10 と隣接する。  
D-1-事務室 9 前室と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。

- D-1-事務室 1 0  
D-1-事務室 1 0 前室と隣接する。D-1-事務室 1 0 前室を経由した入退室のみとする。  
D-1-事務室 9 と近接する。  
出入口扉：引き戸扉とする。
- D-1-事務室 1 1  
D-1-事務室 4 と近接する。  
D-1-事務室 3 を経由した入退室のみとする。  
出入口扉：引き戸扉とする。
- D-2-事務室 1  
D-2-事務室 2 と隣接する。D-2-事務室 2 からの入退室のみとする。  
D-2-事務室 3 と近接する。
- D-2-事務室 2  
D-3-倉庫 1 及びD-2-事務室 3 と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-10-倉庫 4  
図書・資料類を保存・保管する為に使用する。  
D-2-事務室 2 と近接する。
- D-2-事務室 3  
D-2-事務室 2、D-2-事務室 1 と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-2-事務室 4  
D-2-事務室 5 と隣接する。  
D-10-会議室 1、D-3-事務室 2、D-1-事務室 1 0 前室、D-1-事務室 1 0 と近接する。  
D-2-事務室 1 ～ 3 とは同じ階とするが、隣接させない。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-2-事務室 5  
D-2-事務室 4 と隣接する。D-2-事務室 4 を経由した入退室のみとする。  
出入口扉：引き戸扉とする。
- D-10-会議室 1  
部局専用の共用小会議室として使用する。  
D-3-事務室 2、D-2-事務室 4 と近接する。
- D-3-事務室 1  
D-3-事務室 2 を経由した入退室のみとする。  
D-3-事務室 3 と近接する。
- D-3-事務室 2  
D-3-事務室 1、D-3-事務室 3 と隣接する。  
D-10-会議室 1、D-2-事務室 3、D-2-事務室 4 と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。

- D-3-事務室 3
  - D-3-事務室 2 を経由した入退室のみとする。
  - D-3-事務室 1 と近接する。
  - 出入口扉：引き戸扉とする。
  
- D-4-事務室 1
  - D-4-事務室 2 と隣接する。D-4-事務室 2 を経由した入退室のみとする。
  - D-4-事務室 3 と近接する。
  
- D-4-事務室 2
  - D-4-事務室 1、D-4-事務室 3 と隣接する。
  - D-10-休憩室（女）、D-10-倉庫 1 と近接する。
  - 電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
  
- D-4-事務室 3
  - D-4-事務室 2 と隣接する。D-4-事務室 2 を経由した入退室のみとする。
  - D-4-事務室 1 と近接する。
  - 出入口扉：引き戸扉とする。
  
- D-5-事務室 1
  - D-5-事務室 2 と隣接する。D-5-事務室 2 を経由した入退室のみとする。
  - D-5-事務室 3 と近接する。
  - ピクチャーレールを設ける。
  
- D-5-事務室 2
  - D-10-休憩室（女）、D-10-休憩室（男）と近接する。
  - D-10-事務室 1、D-5-事務室 1、D-5-事務室 3 と隣接する。
  - 電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
  - ピクチャーレールを設ける。
  
- D-5-事務室 3
  - D-5-事務室 2 と隣接する。D-5-事務室 2 を経由した入退室のみとする。
  - D-5-事務室 1 と近接する。
  - ピクチャーレールを設ける。
  - 出入口扉：引き戸扉とする。
  
- D-6-上級室 1 前室
  - D-6-上級室 1 と隣接する。
  - 電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
  - ピクチャーレールを設ける。
  
- D-6-上級室 1
  - D-6-上級室 1 前室と隣接する。D-6-上級室 1 前室を経由した入退室のみとする。
  - ピクチャーレールを設ける。
  
- D-7-事務室 1
  - D-7-事務室 3 と隣接する。D-7-事務室 3 を経由した入退室のみとする。
  - ピクチャーレールを設ける。
  
- D-7-事務室 2
  - D-7-事務室 3 と隣接する。D-7-事務室 3 を経由した入退室のみとする。
  - ピクチャーレールを設ける。

○ D-7-事務室 3

D-7-事務室 1、D-7-事務室 2、D-7-事務室 4 と隣接する。  
 D-7-電算室 2、D-10 -シュレッダー室、D-7-事務室 5 と近接する。  
 室内は、移動間仕切・可動間仕切により区分けする。  
 電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。  
 監視カメラ設備用監視モニターを設置する。  
 ピクチャーレールを設ける。

○ D-7-事務室 4

D-7-事務室 3 と隣接する。  
 D-7-事務室 3 を経由した入退室のみとする。  
 電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。  
 ピクチャーレールを設ける。

○ D-7-事務室 5

D-7-電算室 1、D-7-電算室 2、D-7-事務室 3 とD-7-機械設備室に近接する。  
 電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。  
 ピクチャーレールを設ける。

○ D-10 -シュレッダー室

各種資料類の作成や、保存期間満了文書等の廃棄に用いるための室として使用する。  
 部局全体で共用する超高速コピー機や中～大型シュレッダー、製本用機器等(国が別途整備)を設置する。  
 D-7-事務室 3、D-6-上級室 1 前室と近接する。

○ D-7-電算室 1

D-7-電算室 2、D-7-機械設備室と隣接する。D-7-電算室 2 を経由した入退室のみとする。  
 D-7-機械設備室への緊急時用出入口を設け、発災時の避難時、又は機器搬入時のみに使用する。  
 緊急用出入口は、サムターンをD-7-電算室 1 側のみ設け、常時締切とする。  
 空調設備はコールドアイル密閉方式(床吹出)とする。  
 資機材保管庫を設置する。  
 分電盤 (1φ100V 80kVA)、分電盤 (1φ200V 160kVA) (国が別途整備)への電源対応を行う。  
 電子計算機の搬出入のため、段差を解消した経路を確保する。

○ D-7-電算室 2

D-7-電算室 1、D-7-機械設備室と隣接する。

D-7-事務室 3、D-7-事務室 5 と近接する。

電子計算機の搬出入のため、段差を解消した経路を確保する。

D-7-電算室 2 を通路、執務室、作業室1、作業室2に可動間仕切で区切り、各区間に施錠付きスライド式扉を設置する。天井固定式プロジェクター（5,000lm程度）、スクリーンを設置する。液晶モニター（総重量15Kg×3個）用の天井吊り金物を設置する。

分電盤（1φ100V 80kVA）、分電盤（1φ200V 160kVA）、通信架（1φ100V 1kVA）×2架（国が別途整備）への電源対応を行う。

D-7-電算室 1 内の設備監視及び遠隔操作が可能なよう以下の対応を行う。

- ①接点出力等によりD-7-電算室 1、D-7-電算室 2、D-7-機械設備室内の空調設備・電源設備・消火設備稼働状況が監視できること。
- ②空調機及び消火設備に関しては、D-7-電算室 2 より遠隔操作可能であること。
- ③空調機、電源、消火設備に不具合が発生した場合には、D-7-電算室 2 及び別途指示する部屋に対して、警報鳴動・ランプ点灯等により自動的に周知可能であること。
- ④通信事業者回線引込み管路（PD盤設置）として3本以上設置し、EPS内及びEPSから管理区域内への引込みは鋼製電線管、本室への引き込みは合成樹脂製可とう電線管（PF管）内径30mm以上とする。
- ⑤各階執務室向け管路としてEPS内及びEPSから管理区域内への引き込みは鋼製電線管、それ以外は合成樹脂製可とう電線管（PF管）内径40mm以上とする

○ D-7-機械設備室

D-7-電算室1用空調機を設置する。

D-7-電算室 1、2 と隣接する。D-7-電算室 1 からD-7-機械設備室へ退出可能な扉を設ける。

※D-7-機械設備室からD-7-電算室 1 へは入室不可

○ D-8-事務室 1

ピクチャーレールを設置する。

○ D-8-事務室 2

ピクチャーレールを設置する。

○ D-8-事務室 3

D-8-事務室 5、6、8～15 と隣接する。

D-8-事務室 7 と近接する。

電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。

○ D-8-事務室 4

出入口扉：引き戸扉とする。

- D-8-事務室 5  
D-8-事務室 6 と隣接する。  
D-8-事務室 3 を経由した入退室のみとする。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-8-事務室 6  
D-8-事務室 5 と近接する。  
D-8-事務室 3 を経由した入退室のみとする。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。  
国が別途整備するUPS (1kVA) ×2への電源対応を行う。
- D-8-事務室 7  
D-10-会議室 3 と近接する。  
D-8-事務室 3 と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-8-事務室 8  
D-8-事務室 9 と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-8-事務室 9  
D-8-事務室 8、D-8-事務室 10 と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-8-事務室 10  
D-8-事務室 9 と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-8-事務室 11  
D-8-事務室 12 と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-8-事務室 12  
D-8-事務室 11、D-8-事務室 13 と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-8-事務室 13  
D-8-事務室 12、D-8-事務室 14 と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-8-事務室 14  
D-8-事務室 13、D-8-事務室 15 と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。



- D-8-事務室 1 5  
D-8-事務室 1 4 と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-9-事務室 1  
D-10-上級室 3、D-10-上級室 4、D-10-倉庫 3 と近接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-10-上級室 1  
D-10-上級室 2 と近接する。  
D-10-事務室 2 を経由した入退室のみとする。  
ピクチャーレール、洗面化粧台（鏡面共）、造付のロッカー、書棚、飾り棚を設置する。
- D-10-上級室 2  
D-10-上級室 1 と近接する。  
D-10-事務室 2 を経由した入退室のみとする。  
ピクチャーレール、造付のロッカー、書棚、飾り棚を設置する。
- D-10-上級室 3  
D-10-上級室 4、D-9-事務室 1 と近接する。  
D-10-事務室 2 を経由した入退室のみとする。  
ピクチャーレール、造付のロッカー、書棚、飾り棚を設置する。
- D-10-上級室 4  
D-10-上級室 3、D-9-事務室 1 と近接する。  
D-10-事務室 2 を経由した入退室のみとする。  
ピクチャーレールを設置する。
- D-10-上級室 5  
D-10-上級室 6、D-10-事務室 3 と近接する。  
ピクチャーレールを設置する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-10-上級室 6  
D-10-上級室 5、D-10-会議室 4 と近接する。  
ピクチャーレールを設置する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。
- D-10-事務室 1  
D-10-休憩室（女）、D-10-休憩室（男）と近接する。  
D-5-事務室 2 に隣接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。  
海外時刻表示用時計×2個を設置予定である。  
ピクチャーレールを設置する。  
D-5-事務室 2 との扉は小窓付きとし、内側から目隠し可能なものとする。
- D-10-事務室 2  
D-10-会議室 3 と近接する。  
D-10-上級室 1～4 と隣接する。  
電気錠連動のカメラ付きインターホンを設置する。

- D-10-事務室 3
  - D-8-事務室 7 と近接する。
  - 電気錠、監視カメラ主装置、空調機（国が別途整備）を設置するための電源対応を行う。
  - UPS（国が別途整備）及び機器電源として、1φ30kVA以上の電源対応を行う。
  - 重量機器が設置される。
  - 温湿度条件は次の通りとする。
    - 夏期；温度 26±2℃、相対湿度 50～60%
    - 冬期；温度22±2℃、相対湿度40～50%
- D-10-会議室 2
  - 部局内共用の中型会議室として使用する。
  - D-10-打ち合わせスペース、D-6-上級室 1 前室、D-6-上級室 1 と近接する。
  - 天井固定式プロジェクター（5,000lm程度）、スクリーン、ピクチャーレールを設置する。
- D-10-会議室 3
  - D-10-上級室 1、D-10-会議室 4、D-10-事務室2と近接する。
  - 天井固定式プロジェクター（5,000lm程度）、スクリーンを設置する。
- D-10-会議室 4
  - D-10-上級室 6、D-10-会議室 3 と近接する。
  - 天井固定式プロジェクター（5,000lm程度）、スクリーンを設置する。
- D-10-休憩室（男）
  - 男性職員の待機・休憩に用いる室として使用する。
  - D-10-打ち合わせスペース、D-10-休憩室（女）、D-10-事務室 1 と近接する。
- D-10-休憩室（女）
  - 女性職員の待機・休憩に用いる室として使用する。
  - D-5-事務室 2、D-10-休憩室（男）、D-4-事務室 2 と近接する。
- D-10-倉庫 1
  - 消耗品類保管のための倉庫として使用する。
  - D-4-事務室 2 と近接する。
  - 室内には、部屋の形状に合わせて集密書架を設置し、可能な限りの収納量を確保する。
- D-10-倉庫 2
  - D-10-倉庫 3 と近接する。
  - 室内には、部屋の形状に合わせて集密書架を設置し、可能な限りの収納量を確保する。
- D-10-倉庫 3
  - 備品類を保管するための倉庫として使用する。
  - D-10-倉庫 2 と近接する。
  - 室内には、部屋の形状に合わせて集密書架を設置し、可能な限りの収納量を確保する。
- D-10-倉庫 4
  - D-2-事務室 2 と隣接する。
  - 室内には、部屋の形状に合わせて集密書架を設置し、可能な限りの収納量を確保する。
- D-10-機械設備室
  - D-10-事務室 3 と近接する。
  - D-10-事務室 3 の空調機（国が別途整備）を設置するための電源対応を行う。
- D-10-打合せスペース
  - D-10-会議室 2、D-10-休憩室（男）と近接する。
  - 部局専用廊下にオープンスペースの区画とする。

## (5) 部局E

- E-1-上級室 1  
廊下からはE-1-事務室を経由して入室する。  
室内には、洗面化粧台（鏡面共）、造付のロッカー、書棚、飾り棚、ピクチャーレールを設置する。
- E-1-上級室 2  
廊下からはE-1-事務室を経由して入室する。  
室内には、造付のロッカー、書棚、飾り棚、ピクチャーレールを設置する。
- E-1-上級室 3  
廊下からはE-1-事務室を経由して入室する。  
室内には、造付のロッカー、書棚、飾り棚、ピクチャーレールを設置する。
- E-1-上級室 4  
廊下からはE-1-事務室を経由して入室する。  
室内にはピクチャーレールを設置する。
- E-1-上級室 5  
廊下からはE-1-事務室を経由して入室する。  
室内にはピクチャーレールを設置する。
- E-1-上級室 6  
廊下からはE-1-事務室を経由して入室する。  
室内にはピクチャーレールを設置する。
- E-1-上級室 7  
廊下からはE-1-事務室を経由して入室する。  
室内にはピクチャーレールを設置する。
- E-1-会議室  
部局専用の小会議室として使用する。  
2室分割可能（同面積程度）となるよう移動間仕切（遮音性能有）を設置する。

## (6) 部局F

- F-1-事務室  
設置場所については必要面積を分割し、上下階に配置をしてもよい。  
分割した際には、面積の大きい方の室の中に、F-1-事務室経由で入室する上級室を配置する。
- F-1-上級室 1  
廊下からはF-1-事務室を経由して入室する。  
室内には、洗面化粧台（鏡面共）、造付のロッカー、書棚、飾り棚、ピクチャーレールを設置する。
- F-1-上級室 2  
廊下からはF-1-事務室を経由して入室する。  
室内にはピクチャーレールを設置する。
- F-1-上級室 3  
廊下からはF-1-事務室を経由して入室する。  
室内にはピクチャーレールを設置する。
- F-1-上級室 4  
廊下からはF-1-事務室を経由して入室する。  
室内にはピクチャーレールを設置する。
- F-1-特別会議室  
内部専用の大会議室として使用する。  
天井固定式プロジェクター（5,000lm程度）、スクリーンを設ける。
- F-1-会議室 1  
部局専用の小会議室として使用する。
- F-1-会議室 2  
部局専用の小会議室として使用する。
- F-1-会議室 3  
部局専用の小会議室として使用する。

- F-1-倉庫 1  
内部資料の保管兼倉庫として使用する。  
室内には、部屋の形状に合わせて集密書架を設置し、可能な限りの収納量を確保する。
- F-1-倉庫 2  
内部資料の保管兼倉庫として使用する。  
室内には、部屋の形状に合わせて集密書架を設置し、可能な限りの収納量を確保する。
- (7) 共通部分
  - 湯沸室  
居室のある各階に設置する。
  - 便所洗面  
機能的であるほか、アメニティに考慮した空間であること。  
各階に男女別で設ける。
  - 電話交換室(PBX室、LAN)  
電話交換機室として設置する。
  - リフレッシュコーナー  
主として、職員の執務能率向上に資する事を目的とする。  
リフレッシュコーナーには、自動販売機設置スペースを設ける。
- (8) 福利厚生
  - 売店  
A棟および8号館からの利用者や来庁者にも利用しやすい場所に設置する。  
専用部分対象者への出入りの妨げにならないようにする。
  - 食堂・喫茶  
A棟および8号館からの利用者や来庁者にも利用しやすい場所に設置する。  
専用部分対象者への出入りの妨げにならないようにする。  
机・椅子は国が別途整備する。
- (9) 設備関連諸室
  - 中央監視室  
事業者の業務従事者が使用する。  
中央監視制御設備を設置する。  
個別空調及び特殊消火設備を設置する。  
監視カメラによる監視・制御、録画を行う。
  - ゴミ処理室  
厨房ごみ以外の紙類・再利用不可ごみの一時保管を行う為に使用する。
- (10) 交通部分
  - 職員用出入口  
休日出勤のための出入口を設ける。  
非常用EVまでの動線が他と交錯しないこと。
  - エントランスホール  
正面玄関には風除室を設置する。
  - 連絡通路 (A棟)  
A棟との連絡通路は有効で3m程度の通路幅確保すること。
  - 連絡通路 (C棟)  
中央監視室と隣接する。  
前室を設け、中央監視室より入退室管理が行えるようにすること。  
C棟への連絡通路は有効1mの動く歩道の他、有効1.8m以上の通路幅を確保すること。
  - 喫煙スペース  
改正健康増進法における特定屋外喫煙場所の基準を満たすこと。